

「電子申請届出システム」について

令和7(2025)年3月

栃木県保健福祉部高齢対策課介護サービス班

電子申請届出システム導入の背景

令和6年4月1日施行の改正介護保険法施行規則第165条の7において、介護保険事業所に関する申請、届出及び申出（以下「申請等」という。）は、原則として厚生労働省が運用する「電子申請届出システム」により提出しなければならないこととされました。

電子申請届出システムは、介護サービスに係る指定及び報酬請求に関連する申請等について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の手続きを簡易に行うことができるよう令和4年度下半期に運用が開始されたもので、令和7年度末までに全ての地方公共団体で利用を開始することが義務づけられています。

栃木県所管の事業所に関する取り扱い

栃木県所管の事業所については、令和6（2024）年10月1日より、電子申請届出システムによる申請等の受付を開始しました。原則として、申請等は電子申請届出システムにより行ってください。ただし、当面の間は紙媒体または電子メールでの提出も受け付けるものとします。

○システムで受付可能な申請等

事業所の新規指定申請、指定更新申請、変更届、事業の休止・廃止届、事業の再開届、（みなし）指定の辞退、介護給付費算定に係る体制等に係る届出

○申請等の提出期限

紙媒体及び電子メールで提出する場合と同様です。詳細は下記のリンクを確認してください。

◇[栃木県／介護報酬に関する手続きについて](#)

◇[栃木県／介護保険事業所の指定、変更、更新、休廃止等の手続き](#)

電子申請届出システムの利用について

電子申請・届出システムには以下のリンクから接続可能です。
システムの操作方法については、システム内のヘルプに掲載されている操作マニュアル等を御参照ください。

◇[電子申請・届出システム | ログイン](#)

システムの利用準備

○対応ブラウザ

MicrosoftEdge、Safari、Chrome（最新バージョン推奨）

○GビズID

電子申請届出システムの利用にあたっては、GビズIDの取得が必要です。GビズIDを持っていない事業所は、GビズID取得の手続きが必要ですので、以下のデジタル庁のホームページからGビズIDを取得してください（IDの取得には2週間から1ヶ月程度時間がかかる場合がありますので、御注意ください。）。

GビズIDには「プライム」、「メンバー」、「エントリー」の3種類がありますが、**当該システムを利用できるのは、「プライム」と「メンバー」のみです。**

また、申請の届出を事業所ではなく法人本社の統括部門で実施されている場合もありますので、GビズIDの取得に当たっては、必要に応じて法人内部での御相談をお願いいたします。

◇[GビズID | Home](#)（デジタル庁ウェブサイト）